

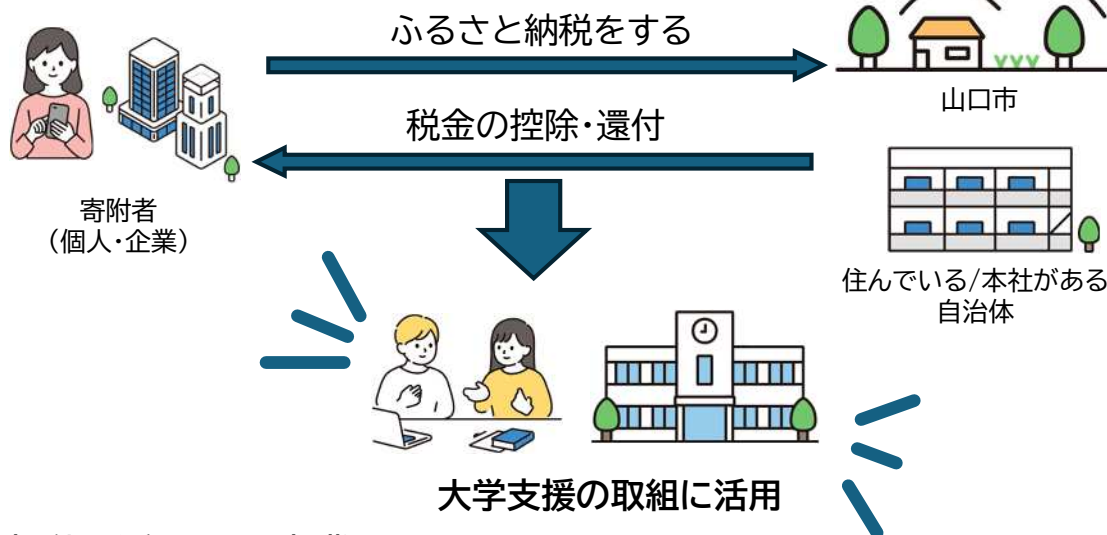
山口市 個人版 及び 企業版 ふるさと納税で

山口大学の人材育成の 支援をお願いします

山口大学では、DX(デジタルトランスフォーメーション)の重要性の高まりに応え、地域や世界で活躍できるDX人材の育成に取り組んでいます。
頂いたご寄附は修学支援や教室・設備の環境整備など、山口の未来を支える人材育成に活用されます。
皆様の温かいご支援をお願いします。



● 寄附イメージ



● ご寄附を活用する事業



意欲ある学生の学び
を支える「修学支援」



最先端の教育を叶える
「教室・設備の環境整備」



地域社会とつながり、と
もに学ぶ「実践機会の創出」



学生たちの挑戦を後押し
する「自主活動の推進」

皆様のふるさと納税により
学生たちのより良い教育環境を実現します

お問い合わせ

山口大学基金事務局

☎ 083-933-5622

✉ kikin@yamaguchi-u.ac.jp



詳しくはこちらから

寄附の流れ等は裏面をご覧ください ▶▶



山口市個人版ふるさと納税について

寄附の流れ

STEP
1

ふるさと納税申込 寄附者

支援先を選択

山口大学 / 山口県立大学

山口学芸大学 / 山口芸術短期大学

※寄附方法などは右記二次元コードよりウェブサイト参照

STEP
2

寄附金納付 寄附者

クレジットカードやオンライン決済等により納付

STEP
3

納付確認 山口市

入金確認後、2週間～1か月程度で寄附金受領証明書を送付

STEP
4

税申告(確定申告 / ワンストップ特例申請) 寄附者

● 寄附金の税控除について

- ふるさと納税で寄附をすると、寄附額から2,000円を除いた額が、一定の上限まで、所得税(復興特別所得税を含む。)及び個人住民税から控除されます。
- 詳しくは、お住まい(ふるさと納税をされた翌年1月1日時点)の市区町村にお尋ねください。

● 確定申告について

- 所得税・住民税から控除を受けるためには、寄附をした翌年の3月15日までに、住所地等の所轄の税務署へ確定申告を行ってください。申告の際には、寄附金受領証明書(山口市が発行する領収書)が必要です。
- 確定申告をする必要のない給与所得者等である場合には、「ワンストップ特例制度」をご利用できます。

● 寄附の活用について

個人版ふるさと納税によりいただいたご寄附は、ポータルサイトの利用料・市で行う大学連携の事業費を除く5割を、ご指定いただいた大学の学生の市内定着促進や人材育成等の取組に活用させていただきます。



詳しくはこちらから



山口市企業版ふるさと納税について

寄附の流れ

STEP
1

寄附申出書提出 寄附者

支援先を選択

山口大学 / 山口県立大学

山口学芸大学 / 山口芸術短期大学

※記入方法などは右記二次元コードよりウェブサイト参照

STEP
2

寄附金納付 寄附者

「納付書の送付」又は「市口座情報の提示」のどちらかを選択

STEP
3

納付確認 山口市

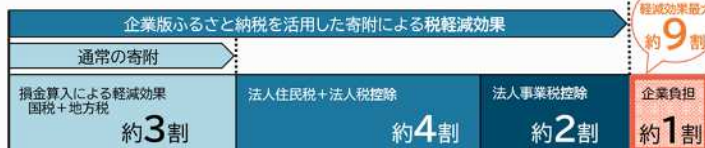
入金確認後、1週間～1か月程度で受領証を送付

STEP
4

税申告 寄附者

● 寄附金の税控除について

- 地方公共団体の地方創生の取組に対して企業の皆様が寄附を行った場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。寄附額の最大約9割の軽減効果があります。



● 留意事項

- 山口市外に本社がある企業が対象です。
- 1回あたり10万円以上の寄附が対象です。
- 寄附をすることの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。

● 寄附の活用について

山口市企業版ふるさと納税によりいただいたご寄附は、市で行う大学連携の事業費を除く9割を、ご指定いただいた大学の学生の市内定着促進や人材育成等の取組に活用させていただきます。



詳しくはこちらから